

石巻市新学校給食センターP F I モニタリング支援業務仕様書

1 業務名

石巻市新学校給食センターP F I モニタリング支援業務

2 目的

本業務は、本市が令和9年4月から運営開始を予定している新学校給食センター（以下「給食センター」という。）に関し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）に定める事業手法による方式（以下「P F I 方式」という。）により整備・運営するに当たり、事業を円滑に推進するため、選定事業者（以下「事業者」という。）が実施する施設整備、開業準備、維持管理・運営（初年度）について、コンサルタントとしての知識と経験に基づき、本市が行うモニタリング業務（以下「本業務」という。）の支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4 業務内容

（1）モニタリング支援業務

① 施設整備モニタリング支援

施設整備について、要求水準書、提案書、事業契約書等に基づいて適切かつ確実に実施されているか、事業者が作成するチェックリスト等により、市が行うモニタリングの支援を行う。また、事業者が実施する検査等及び実施内容に疑義が生じた場合の対応について助言を行う。

② 開業準備業務モニタリング支援

事業者が作成する計画書及びマニュアルについて、その内容が適切か、市が行う確認の支援を行う。また、実施内容に疑義が生じた場合の対応について助言を行う。

③ 維持管理・運営業務モニタリング支援

維持管理業務及び運営業務について、要求水準書、提案書、事業契約書等に基づいて適切かつ確実に実施されているか、事業者が作成するチェックリスト等により、市が行うモニタリングの支援を行う。また、実施内容に疑義が生じた場合の対応について助言を行う。

④ 定例会議への出席

事業者との定例会議に出席する。なお、内容等は別紙のとおり想定している。

（2）直接協定締結支援業務

S P Cに融資する融資金融機関等が作成する直接協定書（素案）に対して、記載内容が事業契約書の内容と齟齬がないかを確認し、必要に応じて是正箇所について指摘する。

（3）打合せ及び議事録の作成

本業務の打合せは、年度ごとに1回程度行うこととし、必要と認められる場合は、臨時に行うものとする。受注者は打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、発注者と受注者で確認の上、発注者に提出すること。また、重要な事項に関する指示、疑義照会、承認等についても議事録を作成すること。

（4）その他必要な支援

その他、本業務に係る金融、法務、建設技術及びP F I 方式全般に関する専門的な助言、提案、支援等を行う。

5 民間事業者の業務受託の禁止

本事業を受注した者は、この契約の対象となる施設の整備等について、P F I 法第8条第1項

の規定により選定された民間事業者へのコンサルタント等になることはできないものとする。

6 資料の管理

受注者は、本業務において本市から資料等の貸与を受けた場合は、破損、滅失、紛失等のないよう適正に管理することとし、使用後は速やかに本市へ返却すること。

7 検査

受注者は、年度ごとに本市の履行確認検査を受けるものとし、本市から仕様書等のために適合しないとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。

8 成果品

- (1) 業務報告書 2部及び電子データ一式
- (2) 業務完了までの議事録及び関係資料一式

9 所有権

本業務において使用及び作成した資料及び成果品は、全て本市の帰属とし、受注者は本市に許可なく、他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。成果品等の作成において、他の個人、団体等の資料を引用又は転用する場合、受注者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その承諾を得なければならない。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料は、令和7年度から令和9年度までの3年間について、令和7年度を初回として、年度ごとに支払うものとする。
- (2) 市は、業務の履行確認検査等を行った後、受注者から委託料の請求を受けたときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

11 守秘義務

受注者は、当該事業を進めるに当たり知り得た内容について、発注者が公表する事項については公表する前に、それ以外の事項については一切を他に漏らしてはならない。なお、本業務を実施する上で必要となる調査に関する事項については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

12 法令遵守

本業務の実施に当たっては、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）をはじめとする各種関係法令、規則等を遵守すること。

13 留意事項

- (1) 受注者は、石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石巻市条例第48号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、業務の反映に努めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、発注者との協議を要するものとする。
- (4) 本仕様書に示す会議回数等については、現時点の予定であり、実際と異なる場合がある。
- (5) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して、一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において、一切を処理するものとする。

- (6) 受注者は、業務の実施に当たり、十分な知識を有する者を配置するとともに、適切な実施体制及び人員配置を行い、遅滞なく業務を進めること。
- (7) 業務終了後において、受注者の責任に帰する理由により成果品に不良が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、このために必要な費用は受注者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

1 4 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1 5 担当課

石巻市教育委員会学校管理課給食係

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話0225-95-1111 内線5032・5037

メールアドレス isbdedsdsa@city.ishinomaki.lg.jp

【定例会議の想定内容】

年度	業務内容	定例会議
令和 6 年度	※計画準備期間	
令和 7 年度	施設整備業務モニタリング支援 (基本・実施設計、建設業務) 直接協定締結支援	設計：7 か月を想定 (対面 7 回程度) 建設：5 か月を想定 (対面 3 回程度、Web 2 回程度)
令和 8 年度	施設整備業務モニタリング支援 (建設業務) 開業準備業務モニタリング支援	建設：10 か月を想定 (対面 4 回程度、Web 6 回程度) 開業準備：2 か月を想定 (Web 2 回程度)
令和 9 年度	維持管理・運営業務モニタリング 支援	維持管理・運営：12 か月 (対面 4 回程度、Web 8 回程度)